

## 産業能率大学通教校友会沖縄支部会則

### (名 称)

第1条 本会は、産業能率大学通教校友会沖縄支部（以下「本会」という。）と称し、事務局を支部局長宅に置く。

### (目 的)

第2条 本会は、会員の相互親睦と研鑽を増進し、沖縄ならではの情報発信と活動を行うとともに、沖縄学生会を支援し、併せて母校の発展に寄与することを目的とする。

### (事 業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 1 情報の収集、発信および情報の交換に関する事業
- 2 講演会、研修（見学）会等の開催
- 3 懇親会、交流会等の開催
- 4 校友会本部および母校の事業に協力する。
- 5 沖縄学生会の活動支援
- 6 その他、本会の目的を達成するために必要と認められる事業

### (会 員)

第4条 本会の会員は、原則として沖縄県に在住する産業能率大学通信教育課程の卒業生とし、校友会本部の会員資格を有し、かつ、本会への入会を希望した者をもって会員とする。

### (役 員)

第5条 本会に次の役員を置く。

- |   |      |     |
|---|------|-----|
| 1 | 支部長  | 1名  |
| 2 | 副支部長 | 若干名 |
| 3 | 事務局長 | 1名  |
| 4 | 会計   | 1名  |
| 5 | 幹事   | 若干名 |
| 6 | 監事   | 2名  |

### (役員を選出)

第6条 役員は、支部会員の中から役員会が推薦し、支部総会において承認を受けるものとする。

(役員任期)

- 第7条 1 役員任期は1か年とする。ただし、再選は妨げない。  
2 任期の起算日は、役員に選出された日とし、後任役員が選出されるまでは、その職務を行うものとする。

(役員職務)

- 第8条 役員職務は、次のように定める。  
1 支部長は、本会を代表して会務を統括する。  
2 副支部長は、支部長を補佐し、支部長に事故あるときはその職務を代行する。  
3 事務局長は、本会の事務局を統括する。  
4 会計は、本会の会計を担当する。  
5 幹事は、事業計画、予算、決算等について協議するとともに事業の推進に努める。  
6 監事は、会計および活動状況を監査し、総会に報告する。

(本部の代議員)

- 第9条 支部長および事務局長は、支部推薦の本部代議員となる。

(総会)

- 第10条 1 総会は、毎年1回支部長が招集する。  
2 支部長が必要と認めた場合は、臨時総会を開くことができる。  
3 総会は、事業計画、予算、決算、会則等について審議し、議決する。  
4 総会の決議は、出席会員及び委任会員の過半数によって決定する。  
5 総会の議長は、出席会員の中から選出する。

(役員会)

- 第11条 1 役員会は、第5条に定める役員で構成し、支部長が召集する。  
2 役員会は必要に応じ開催し、総会の議案、運営に関する重要事等について審議決定する。  
3 役員会の決議は、出席役員の過半数によって決定する。  
4 役員会の議長は、支部長があたる。支部長に事故あるときは副支部長の中から選出する。

(事業年度)

- 第12条 本会の事業年度は、6月1日から翌年5月31日までとする。

(運営費)

- 第13条 本会の運営費は会費およびその他の収入をもって充当する。

(会費)

- 第14条 会費については当初の間は徴収しない。なお年会費変更の際は役員会、総会を経て変更する。

## 産業能率大学通教校友会沖縄支部補則

## (事業)

第3条-6 その他、本会の目的を達成するために必要と認められる事業（補則）

## 1 懇親会参加を促すための助成

懇親会参加を促し学生会・校友会の活性化を図る。

- (1) 遠方からの参加者への代行代等の助成
- (2) 懇親会代の負担金の軽減に使用（端数金等の支払い）
- (3) 懇親会代の助成については一人1,000円以内を基準とする。

## 2 本学でのスクーリング、卒業式への参加者に対する助成

本学に行くことにより全国にいる仲間と学ぶ、卒業式に出る等で本校への帰属意識を持ってもらい今後の学生会・校友会のスタッフを確保する。

- (1) 本人からの申請をうけ、校友会で審査
- (2) 申請者や該当者がいない場合、校友会の推薦（本人の承諾）
- (3) 条件として学生会・校友会活動の参加・活動実績、または今後の活動に期待できる者
- (4) 人数及び金額については1～3名及び総額1万～3万で実施

## 3 卒業記念品の贈呈

- (1) 沖縄学生会（役員等）活動に特に功績のあった者で今後も校友会活動に期待できる者に対して卒業記念品の贈呈
- (2) 校友会で推薦・審査し選出、該当者がいない場合は実施しない。
- (3) 1人あたり3,000円を基準

## 4 その他、目的を達成するために必要と認められる場合の助成

## 5 審査・認証

助成金の運用については役員で審査し、会長の認証を受ける。

付則 本会則は、平成22年9月1日から施行する。

平成23年7月 1日 規約の一部改正

平成24年7月15日 補則の追加

平成28年11月5日 補則の追加

令和5年6月25日 補則の一部改正